

(注) 本資料は、「日本再生加速プログラム」
(平成 24 年 11 月 30 日閣議決定) より
規制・制度改革の部分を抜粋したも
のです。

3. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置 によらない経済活性化策

民間の自由な創意工夫によって経済の活力を再生するとの基本姿勢の下、大胆かつ速やかに聖域なく規制・制度改革を推進する。

また、民間資金の活用によるデフレ脱却、経済活性化のための措置を講じる。

(1) 規制・制度改革

デフレから早期に脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長を実現するため、規制・制度改革を通じて「モノ」、「人」、「お金」がダイナミックに動く社会経済環境を早急に整備し、生産、分配、支出にわたる好循環を導くことを目指す。

「日本再生戦略」に示された重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする各分野における規制・制度改革を強力に推進することにより、公正で活力ある競争環境の整備、多様な主体の参画による新しい事業活動の開拓、民間の創意工夫による社会的課題の自律的な解決等を促進し、これをもって経済成長を加速させる。

これらの実現のため、既定の改革方針の前倒し及び充実を含め、以下の具体的措置をはじめとする本対策に盛り込まれた計70項目（別表）について検討を進め、早期に措置するものとする。

【「お金」の動きの活性化】

民間資金の流れを活性化して、個人金融資産1,500兆円が投資・消費へとつながるメカニズムを構築するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○証券市場の活性化

新興成長企業に係る規制緩和等を通じて資金調達の促進を図る米国における JOBS 法 (Jump-start Our Business Startups Act) の制定等を踏まえ、企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等を見直す。

○出資規制の緩和

金融機関における資本性資金の供給促進のため、金融機関の健全性維持を考慮しつつ、金融機関の出資規制の緩和を図る。

○投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化

無償減資制度、新投資口予約権無償割当による増資 (ライツ・オフエリング)、自己投資口取得等、投資法人における新たな資金調達・資本政策手段を導入する。

【「モノ」の動きの活性化】

我が国経済社会に存在する有形無形の資源・資産の流通を促進し、国内外におけるビジネス機会を拡大するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○電子輸出申告の 24 時間化

輸出申告手続きの効率化・迅速化の観点から、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を利用した輸出申告を 24 時間 365 日可能とする。

○オープン・データの一層の推進

公的機関が保有する情報を活用した民間ビジネスの創出を促すための、ライセンス方式、標準的データ形式、公開・公表手法等の詳細な制度設計を図る。

○個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化

どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか等いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライ

ン等に示す。

○企業グループでの産業廃棄物の「自ら処理」の容認

親会社・連結子会社間等で産業廃棄物の処理を委託する場合における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可の取得の要否について整理する。

【「人」の動きの活性化】

意欲をもって働き、その能力を発揮できるよう、新たな産業分野や職種・職場への移動が円滑に進む環境を整備し、就業や起業を促進する。

<具体的措置>

○独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革

独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、事業実施の成果が最大化されるよう、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。

○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化

各労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行い、基本的な考え方の整理を行うなど、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化を図る。

○有料職業紹介制度の見直し

求人者、求職者及び関係雇用主による有料職業紹介サービスの活用が進むよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。

【日本再生戦略重点3分野の活性化】

<グリーン分野の具体的措置>

○発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等

アセスメントの手續期間を、火力リプレースは最大1年強まで短縮、風力・

地熱は概ね半減させる。また高効率でCO2排出量の少ない火力の新增設についても迅速化する。

○超小型モビリティの走行緩和

超小型モビリティの公道走行を簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。

○小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化

一定の要件に該当する小水力発電について、大規模水力発電とは異なる水利使用区分とするための河川法施行令の改正を行う。

<ライフ分野の具体的措置>

○iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等

iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正法案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。

○ワクチン政策の見直し

WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化等必要な措置を早急に検討し、それを踏まえて、予防接種法を抜本的に見直す。

○レセプト等医療データの利活用促進

レセプト情報を一元化したデータベースを、医師会、保険者及び研究機関など幅広く第三者が利用できるよう検討を行い、その検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定する。

<農林漁業分野の具体的措置>

○国家貿易制度の見直し

麦の国家貿易におけるSBS方式（売買同時契約方式）の運用改善を通じ利用を推進しつつ、さらに同方式の導入拡大を図る。

○国産木材の利用促進

国産木材の利用促進のため、木材の耐火性等に関する研究成果等を踏まえて木造建築関連基準を見直し、所要の法令改正を行う。

別表 規制・制度改革事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
〈「お金」の動きの活性化〉				
1	証券市場の活性化	証券市場の活性化を促進し、証券市場に対する信頼を高める観点から、金融商品取引法上の企業の合理的で公正な開示のあり方について、以下の事項を含めて検討を行い、結論を得る。 ① 米国におけるJOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)の制定等諸外国の状況や、我が国における証券市場の状況を踏まえた、企業内容等の開示の合理的な見直し ② 諸外国における状況や、我が国の状況等を踏まえた有価証券報告書等の虚偽記載に係る上場会社等の民事責任・課徴金制度のあり方	平成25年検討	金融庁
2	出資規制の緩和	金融機関に対する出資規制の在り方については、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨を踏まえつつ、金融機関による資本金の供給促進の観点から、金融機関の取得・保有可能な議決権数の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討、結論	金融庁
3	議決権保有規制の緩和	金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関し、金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じる。	平成24年度検討開始	公正取引委員会
4	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	銀行の子会社であるリース子会社のリース業務で生じた物品の取扱に限り、中古物品売買や保守点検のみを行う会社を当該リース子会社の子会社として保有することを認め、関係告示の改正を行う。	平成24年度措置	金融庁
5	投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化	無償減資制度の導入、ライツ・オフリング、自己投資口取得その他投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化の在り方について結論を得る。	平成24年度結論	金融庁
〈「モノ」の動きの活性化〉				
6	電子輸出申告の24時間化	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用した輸出申告について、申告先税関官署への開庁時間外の事務執行手続によらず、24時間365日行うことができるようにすることについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度上期検討、結論	財務省
7	外為法上の「クラウド上での技術情報保管」の考え方の明確化	いわゆるクラウドサービスの利用促進を図る観点から、諸外国における規制の状況や事業者への負担に留意しつつ、ストレージサービスやSaaS(Software as a Service)などのクラウドサービスの利用に際して、外国為替及び外国貿易法(外為法)上の許可を得ることを要しない場合等を具体的に明示するなど、クラウドサービスの利用に係る外為法の適用指針等を事業者・事業者団体と十分に協議したうえで策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省
8	オープンデータの一層の推進	電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、オープンデータを推進するための官民による実務者会議を直ちに設置するとともに、当該実務者会議において、諸外国の制度を参考にしつつ、例えば「クリエイティブ・コモンズ」といった自由な利用を原則とした国際的に普及しているライセンスの活用、公共情報提供の標準的データ形式・構造の構築、公開すべきデータの考え方の整理、機械判読可能なデータ形式で公開するための技術的手法の導入等の詳細な制度設計について検討を行い、結論を得る。	実務者会議の設置は平成24年措置、詳細制度設計については平成25年度上期検討、結論	内閣官房
9	個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化	どの程度の加工等を実施すれば個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する「個人情報」に該当しなくなるのか、いわゆる連結可能匿名化情報の取扱い等、いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライン等に示す。消費者庁は個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各省庁に対しガイドライン等の周知を図るとともに、その取組状況について取りまとめ公表する。	平成25年度上期検討、結論	消費者庁及び事業等分野ごとのガイドライン等を策定する各省庁
10	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	有線電気通信法における電気通信設備設置事前届出の、工事の2週間前という期限の必要性について、透明性を確保した上で外部有識者も交えて見直しを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	総務省
11	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線設備(送信装置)の設置場所ごとに交付する免許状について、多数の免許を保有する免許人の免許状管理・保管の負担軽減を図る観点から、携帯電話用基地局等については複数の免許を一枚の免許状で交付可能とすることとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年措置	総務省
12	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の開局目的を現在の135区分から9区分に大きくり化することとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年度措置	総務省
13	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯電話事業者等の間におけるネットワークシェアリングのうち、緊急通報ローミングについて、その早期の実現に向けた仕組みについて検討し、結論を得る。	平成24年結論	総務省
14		また、当該仕組みの導入可否について検討し、結論を得る。	平成24年度結論	

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
15	携帯電話端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針の見直し	第二世代携帯電話サービスが終了したことから、ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載の見直しを行う。	平成25年1月までに措置	総務省
16	電波有効利用の促進による経済活性化	電波利用ビジネスを活性化し、新たな市場を創出するため、「周波数再編アクションプラン(平成24年10月改定版)」に基づき、5GHz帯無線LANシステム、79GHz帯レーダシステム(自動車搭載用等)、ホワイトスペース利用システムを可能とする必要の省令改正等を行う。	平成24年以降順次実施	総務省
17	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI実務を概説するガイドラインにおいて多段階選抜・競争的対話方式を位置付けることについて検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
18	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定される場合においても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について結論を得るとともに、可能な限り早期に措置する。	平成24年度結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
19	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
20	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡、債権譲渡についてのガイドライン改正を検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
21	特定粉じん(アスベスト)排出等作業(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	特定粉じん(アスベスト)排出等作業(以下「排出等作業」という。)を行う場合の届出について、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合」(以下「非常事態」という。)には、作業基準の遵守を前提として、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がないところ、都道府県知事が、配管腐食で漏洩した箇所について非常事態と認めた場合、それと同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検の作業等についても非常事態に準ずるものとして、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がない旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	環境省
22	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認	産業廃棄物の処理について、親会社・連結子会社間及び親会社・持分法適用会社間で委託する場合において、これらの企業間における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可を不要とした場合の効果・影響について検討を行い、その取得の可否について結論を得る。	平成25年度検討、結論	環境省
23	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
24	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
25	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等について、平成24年8月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書が得られたことを踏まえ、処理能力増強に資する技術的課題の検討を行い、結論を得る。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
〈「人」の動きの活性化〉				
26	独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革	独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、iPS細胞樹立の成果創出を踏まえ、研究総括(PO)の責任の下での裁量的判断等により、事業実施の成果が最大化されるよう、事業全体を総括する研究主監(PO)会議による事業横断的なクオリティ・コントロール強化などを通じて、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。	平成25年上期措置	文部科学省
27	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、いわゆる「付随的業務」や派遣期間の在り方を含め、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度の是非について検討を行う。	平成24年度検討開始	厚生労働省
28	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について、各労働局における判断が異なることがないよう、都道府県労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行うなど、更なる明確化を図る。	平成25年度措置	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
29	有料職業紹介制度の見直し	有料職業紹介事業について、求人者、求職者及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより活用しやすくなるよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・平成25年度上期結論	厚生労働省
30	着地型観光に即した新たな旅行業区分の設置	地域独自の魅力を活かした着地型観光の更なる促進を図るため、「地域限定第3種旅行業」の創設、第3種旅行業者が募集型企画旅行（隣接市町村等に限定。）を実施する場合の事前収受金の制限の撤廃等の旅行業法施行規則改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
31	旅客船事業における航路申請の見直し	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることについて、安全審査に当たっての航路障害物、輻輳海域の航行、岸壁の仕様調整等についての具体的な審査方法など弾力的運用の在り方について検討した上で、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
32	CIQの合理化	CIQ業務（動植物検疫を除く）に関し、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるため、CIQの各職員が常駐している空港におけるビジネスジェットの運航前のCIQ官署との調整については、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運行者又はそのハンドリング会社がCIQ官署に連絡することで差し支えないこととし、関係事業者等に周知する。	平成24年措置	法務省 財務省 厚生労働省
＜グリーン分野＞				
33	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、平成22年12月に公表した工程表（「規制の再点検に係る工程表2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」）について、進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、平成27年までの各年の取組を明らかにした工程表に改定する。	平成24年度措置	総務省 経済産業省 国土交通省
34	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和	スマートメータの高速通信を可能とするため、2MHz～30MHz帯での電力線搬送通信（PLC）の屋外利用について、所要の省令改正を行う。	平成24年度措置	総務省
35	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクのうち旧法タンク（昭和52年の政令改正以前に建設されたタンク）に係る保安検査の開放周期の在り方について、平成25年度に結論を得ることを前提として、結論を得るまでの工程表（検討スケジュール）を策定、公表する。	平成25年1月までに措置	総務省
36	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備を道路占用許可対象物件に追加することを内容とする道路法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
37	発電水利権許可手続の合理化	発電水利権許可手続の合理化のため、河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、構造上の基準について作成する。	平成24年度措置	国土交通省
38	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収（サーマルリサイクル）条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論	農林水産省 環境省
39	発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等	火力発電所リプレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。	平成24年に一定の結論、結論を得次第措置	環境省 経済産業省
40	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引き上げについて検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度結論、平成25年度上期までに必要に応じ措置	経済産業省
41	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①（情報開示の拡大に向けた見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化のため、送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能性についての情報や接続コスト（費用の内訳、工期等）等について、事業者から実情把握を行い、その情報開示に必要な改善点を検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
42	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②（申請手続の見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続申請を円滑化するため、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化する。また、標準処理期間の短縮化を図るべく検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
43	超小型モビリティの走行緩和	超小型モビリティの公道走行について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用することで、公道走行を従来より簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。	平成24年度措置	国土交通省 警察庁
44	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の発電規模の要件に該当する小規模な水力発電については、水利使用区分を「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとするなどの内容の河川法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
45	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
46	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化)	電気事業法においてダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや農業用水路内等に設けられた堰はダムに当たらないことを周知する。	平成25年1月 措置	経済産業省
47	系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系(35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電送路と連系する場合)の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ原則50kW、2,000kW、10,000kW「未滿」となっているところ、一設置者あたりの電力容量が50kW、2,000kW、10,000kWの発電設備等の接続についても、個別協議により、技術面などで問題が無いと判断される場合には連系を認めるよう、当該容量近傍の電力容量の発電設備等について運用を柔軟化する。	平成24年措置	経済産業省
48	固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化	固定価格買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項についてQ&Aを作成してホームページに掲載し、明確化する。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること	平成24年度措 置	経済産業省
49	電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和	電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とすることの是非について検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
50	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載	自動車に搭載され、使用されていた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を別の自動車に装着することについて、使用されていた容器を継続使用することに当たっての安全性や取り外し後の保管方法等に関して、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、省令等の改正の可否について検討し、結論を得る。	平成25年度検 討開始、結論 を得次第措置	経済産業省
51	改正省エネ法における地縁的一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲の拡大	複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁的一体性の考え方の業務部門への適用の可否を検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
52	公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化	土壤汚染対策法第4条第1項の公道に係る届出について、当該土地の所有者を証する必要がある場合、登記事項証明書及び公図の写し以外の書類で代替できるか否かについて検討し、結論を得る。	平成25年度措 置	環境省
53	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定	微量PCB汚染廃電気機器等の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、洗浄処理方式について検討を行い、その実用可能性が認められた方式からガイドラインの策定を行う。	平成24年度検 討開始、逐次 実施	環境省
〈ライフ分野〉				
54	iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等	iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。	平成25年措置	厚生労働省 内閣府
55	ワクチン政策の見直し	予防接種の目的や基本的な考え方、WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化、予防接種に関して評価・検討する組織の設置等及びワクチンの費用負担の在り方等について早急に検討し、結論を得るとともに、それを踏まえた予防接種法の抜本的な見直しを図るための法案を提出する。	平成24年度中 を 目指した法 案提出	厚生労働省
56	レセプト等医療データの利活用促進①	レセプト等医療データの利活用促進のため、レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう、平成24年度までの試行結果を踏まえ、データ提供対象者の拡大等通常運用の在り方について検討を行い、検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定し周知する。	平成24年度措 置	厚生労働省
57		また、利用者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットの試行的提供を実施するとともに、平成25年度以降のDPC(診断群分類)データの提供に向けた検討を行い、今後の提供の在り方について一定の結論を得る。	平成25年度上 期措置	
58	レセプト等医療データの利活用促進②	ICD10コードを採用したレセプトデータ(DPCレセプト含む)の利活用について引き続き検討し、結論を得る。	平成24年度検 討開始、平成 25年度結論	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
59	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	特定健診に基づく保健指導においてICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う。	平成24年度結論、平成24年度措置	厚生労働省
60	国際医療交流(外国医師の国内診療等)	医師、看護師等の臨床修練制度の見直しについて、「医療提供体制の改革に関する意見」(平成23年12月22日社会保障審議会医療部会)を踏まえ、手続き面の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに、臨床修練に加え、教授・研究の中で外国の医師等が診療を行うことを認めることにつき、これを実施するための関連法案を医療法等改正法案の一部として提出する。	平成25年度措置	厚生労働省
61	医療事故調査制度の創設	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度に関し、まずはその前提となる医療事故調査制度の創設について検討を行い、課題等を整理・公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
62	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」に係る効果等の検証、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるための補正加算の要件等の見直し、有用性が高い新規医療材料について、新規機能区分に追加してその有用性を評価する試行的枠組みの効果等の検証など、医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価に向けて、次期診療報酬改定までの工程表(中央社会保険医療協議会における検討スケジュール等)を策定、公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
63	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合①	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行い、省令を改正する。	平成24年度措置	厚生労働省
64	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合②	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について)(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号))をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行い、通知を改正する。また、同通知の改正と併せて、同通知がガイダンスである旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	厚生労働省
〈農林漁業分野〉				
65	国家貿易制度の見直し	麦の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。なお、それまでの間、平成24年11月に実施した輸入事務の運用改善を通じ、SBS方式の利用を推進する。	平成25年上期結論	農林水産省
66	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	国産木材の利用促進のため、耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び学校などの特殊建築物に係る階数基準といった木造建築関連基準について、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて見直しの結論を得るとともに、所要の法令改正を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	国土交通省
67	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成24年度結論	厚生労働省
68	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備することについて、措置までの工程表(法令改正が必要な場合は法案提出予定時期等を含む)を策定、公表する。	平成24年度措置	環境省
69	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項について、廃止する方針が得られていることから、関連する法案が提出される機会をとらえて必要な法制上の措置を講じる。	平成24年度以降できる限り早期に措置	農林水産省
70	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、工程表(検討スケジュール)を策定、公表した上で、平成25年度上期までに結論を得る。	平成25年9月までに措置	消費者庁